

公立丹南病院組合と福井県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(平成11年10月12日)

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、公立丹南病院組合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を福井県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁し、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により支弁する経費は、乙の定めるところによる。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成11年10月12日から施行する。